お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841- 0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
ホームページアドレス:**https://www.tosu-kouiki.jp**

- ●出前講座・その他総務に関すること……総務課　総務係
  ☎ 0942-81-4825　FAX.0942-85-2084
- ●介護保険料に関すること……総務課　収納対策室　介護保険料係
  ☎ 0942-85-3637　FAX.0942-85-2084
- ●要介護・要支援認定に関すること……介護保険課　認定係
  ☎ 0942-81-3315　FAX.0942-81-3316
- ●介護保険給付、事業所の指定・指導に関すること……介護保険課　給付係
  ☎ 0942-81-3317　FAX.0942-81-3316
- ●地域支援事業に関すること……介護保険課　地域支援係
  ☎ 0942-81-3111　FAX.0942-81-3316

または

鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市役所　高齢障害福祉課 ……	☎ 0942-85-3554（直通）
基山町にお住まいの方	基山町役場　プラチナ社会政策課 ……	☎ 0942-85-7056（直通）
みやき町にお住まいの方	みやき町地域包括支援センター ……	☎ 0942-89-3371（直通）
上峰町にお住まいの方	上峰町役場　健康福祉課 ……	☎ 0952-52-7413（直通）

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会
鳥栖・三養基地区訪問看護ステーション連絡協議会

鳥栖地区介護関連協議会
ホームページアドレス
https://www.tosukaigo.com/

この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。
UD FONT 冊子内の本文には、見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

©(株)現代けんこう出版　無断転載・複製禁止

介護保険ガイドブック

わかりやすい利用の手引き

令和7年4月
制度改正対応版

二次元コードを読み取ると、ホームページからガイドブック（PDF）がダウンロードできます。

令和７年度

目と耳で読む多言語対応ツール
このパンフレットは、スマホやタブレットを使って閲覧できます。
対応言語 / Languages you can choose
英語(English)・中国語簡体字(简体中文)・中国語繁体字(繁體中文)・韓国語(한국)・タイ語(ไทย)・ポルトガル語(Português)・スペイン語(Español)・インドネシア語(bahasa Indonesia)・ベトナム語(Tiếng Việt)

鳥栖地区広域市町村圏組合

（構成市町:鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町）

介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。
介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。
本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

〈凡例〉このガイドブックでは、「鳥栖地区広域市町村圏組合」を「鳥栖広域圏組合（とすこういきけんくみあい）」と省略します。

介護保険の目的と理念

●介護保険法では、目的を「（要介護者が）尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る給付を行うと規定しています。

●保険給付は、「要介護状態等の**軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない」と規定しています。

●国民の努力及び義務としては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする」と規定しています。

もくじ

介護保険制度のしくみ
住み慣れた地域でいつまでも元気に ―― P.4

地域包括ケア
高齢者の暮らしを支えるしくみ ―― P.6
地域包括支援センターのご案内 ―― P.8
認知症初期集中支援チーム・在宅で受けられる医療 ―― P.9

相談と要介護認定
要介護認定の流れ① 相談～利用できるサービス ―― P.10
要介護認定の流れ② 要介護認定の手順 ―― P.12

地域支援事業（総合事業）
総合事業 自分らしい生活を続けるために ―― P.16
サービス・活動事業 ―― P.17
一般介護予防事業・地域を支える ～ご近所づきあいから地域参加へ～ ―― P.18
サポーティア（介護支援ボランティアポイント制度）に参加しませんか？ ―― P.19
地域で元気に ～介護予防に取り組みましょう～ ―― P.20

●介護保険Q&A ―― P.21

サービス利用の手順
ケアプランの作成からサービス利用まで ―― P.22

介護保険サービスの種類と費用
介護保険サービスの種類と費用 ―― P.24
①自宅を中心に利用するサービス ―― P.26
②介護保険施設で受けるサービス ―― P.34
③生活環境を整えるサービス ―― P.36

費用の支払い
自己負担限度額と負担の軽減 ―― P.38

介護保険料の決まり方・納め方
社会全体で介護保険を支えています ―― P.40

●事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう ―― P.44
●介護サービス事業者が介護計画にそってサービスを提供するために ―― P.45

事業所一覧 ―― P.46

●鳥栖広域圏組合・地域包括支援センター位置図、連絡先 ―― P.54
鳥栖広域圏組合問い合わせ先 ―― 裏表紙

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。
介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。

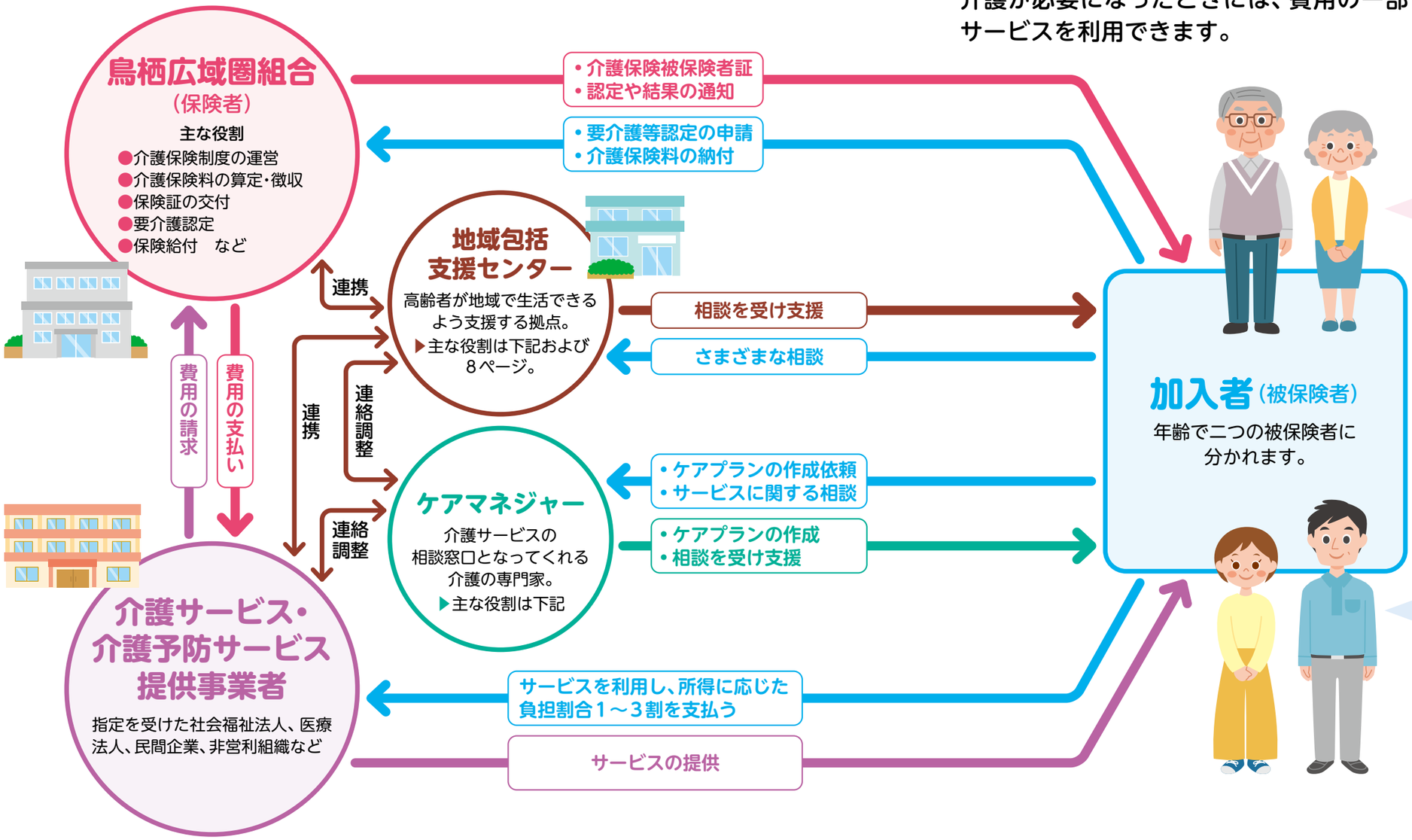

65歳以上の方（第1号被保険者）

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定等」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方。
（要介護認定 ▶ 12～13ページ）

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、鳥栖広域圏組合へ届け出をお願いします。

40～64歳の方（第2号被保険者）

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定等」を受けた方。
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気（特定疾病）

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

「鳥栖地区広域市町村圏組合」とは？

鳥栖地区広域市町村圏組合は鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町の1市3町で構成されています。

【 主にどんなことをするの？ 】

- 介護保険の運営
- 要介護等認定
- 介護サービスの確保・整備
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証の交付

「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【 主にどんなことをするの？ 】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【 ケアマネジャーの役割 】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し　など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

高齢者の暮らしを支えるしくみ

高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、たとえ障害があっても、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく仕組みが「地域包括ケアシステム」です。下の図のように、「住まい」を前提として「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」について、ニーズに応じたサービスが提供される体制をみんなで支え合い、つくっていくことが大切です。

地域包括ケアシステムの姿（イメージ）

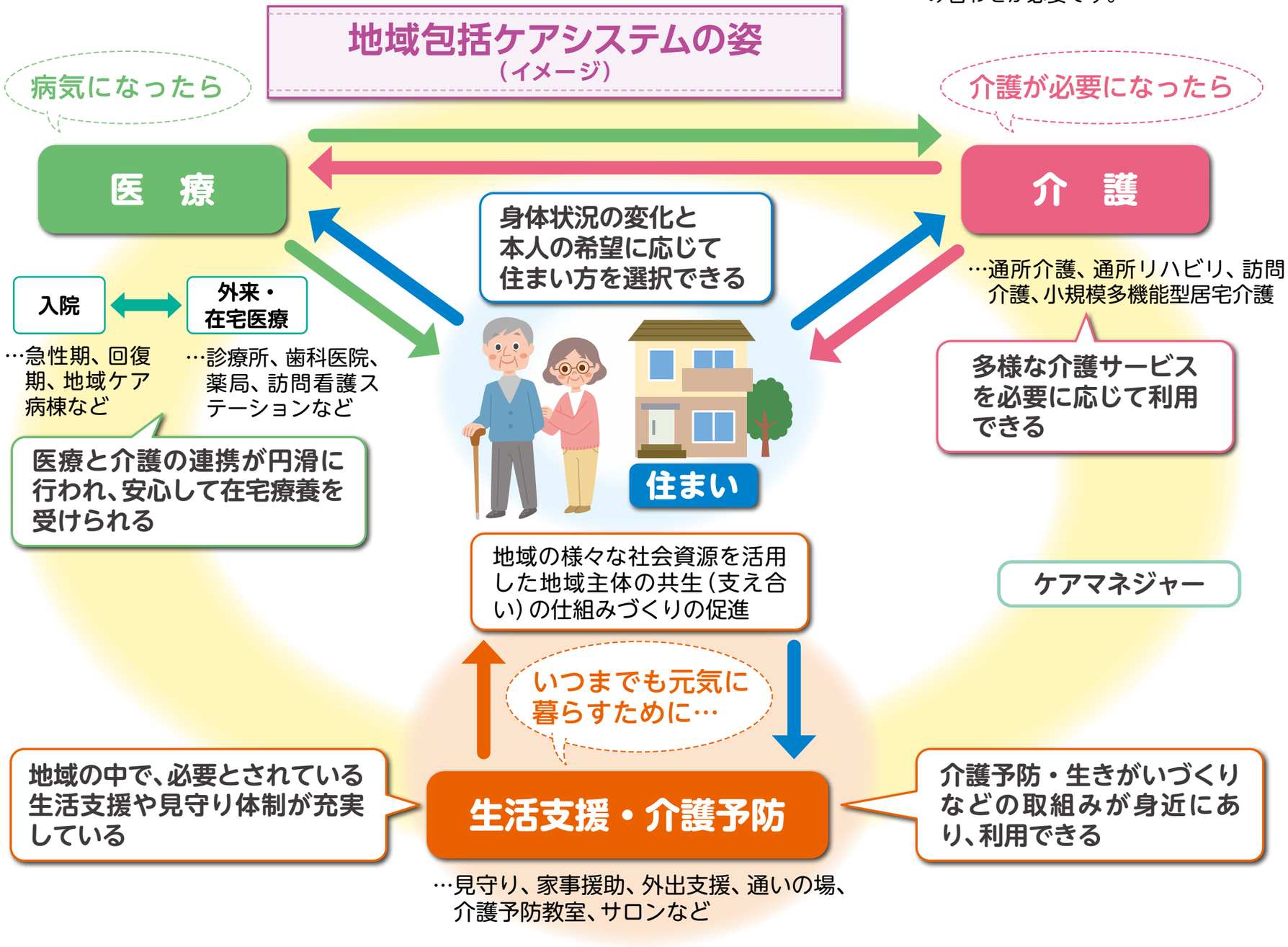

地域包括ケアシステムを支えるのは？

限りある財源のなかで、地域包括ケアシステムを公的サービスだけで担うことは困難です。地域包括ケアシステムの実現には、自分のことは自分で行う「自助」、互いに支え合う「互助」、互助では解決が難しい部分に「共助」、それでも難しい部分には「公助」という4つの組み合わせが必要です。

自助

高齢者自身で健康維持に努めること
生活を送るために自分のことは自分で行うこと

互助

住民同士の助け合いやボランティア活動

共助

介護保険に代表される社会保険制度

公助

生活保護などの公の社会保障

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとへの対応のほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。

総合相談支援業務

相談や悩みにお応えします

高齢者のみなさんやご家族、地域の方からの相談や悩みにお応えし、情報提供やサービスの紹介をしています。健康や介護に関することだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。

介護予防ケアマネジメント業務

自立して暮らせるよう支援します

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、健康づくりや介護予防の支援をしています。支援を必要とする方には、介護予防ケアプランの作成などをしています。

権利擁護業務

権利や財産、尊厳ある生活を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取り組みをしています。

- 「成年後見制度」の紹介
- 虐待されている高齢者の対応
- 関係機関と連携して消費者被害を防止など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の連携・協力体制を支えます

高齢者のみなさんに適切なサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーへの助言や支援をしています。また、地域のさまざまな機関や専門家と連携・協力をしています。

●地域包括支援センター

	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-85-3440
3	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-85-8815
4	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	みやき町地域包括支援センター	849-0111	みやき町大字白壁1074番地3（市村清記念メディカルコミュニティセンター内）	0942-89-3371
7	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2（上峰町老人福祉センターおたっしゃ館内）	0952-52-5250

認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは、認知症が疑われる方や初期の方およびそのご家族の相談や支援に対応し、安心して地域で生活できるようサポートするチームです。

認知症の方を支える専門職

認知症地域支援推進員

認知症に関する医療や介護などのあらゆる相談に応じています。
また、認知症カフェや認知症家族介護者相談会・交流会の開催、相談を行います。

↕ 連携

認知症初期集中支援チーム

専門職
（保健師、看護師、介護福祉士 等）

専門医
（認知症サポート医）

市町内在住の認知症またはその疑いのある方及び家族を訪問し、受診勧奨や家族のサポートなどを行います。
初期の支援を集中的に（おおむね6カ月）行い、専門医の指導も受けています。

必要に応じて各機関・専門職と連携し、対応します。

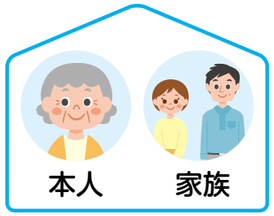

地域包括支援センター

認知症疾患医療センター

在宅で受けられる医療

「在宅医療」とは、患者が生活している住まいへ医師や看護師などに訪問してもらい、診療や看護などを受けることです。高齢になると足腰の衰えなどにより、病院や診療所へ通うことが困難になってきますが、在宅医療であれば自宅にいながら、医療機関と同じような医療を受けられます。

在宅医療を受けるには

●通院中の人はかかりつけ医へ

在宅医療の中心となるのが、患者の体のことや日頃の健康状態を把握しているかかりつけ医です。
かかりつけ医が在宅医療に対応できない場合でも、対応可能な医療機関を紹介してもらえるので、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

●入院中の人のための窓口は…

入院中の人は、退院する前に入院している病院の主治医や看護師に相談しておきましょう。医療連携室・相談室といった部署で、医療ソーシャルワーカー（MSW）や退院調整看護師などが対応します。
このほか、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター、地域の医師会などにも相談できます。

要介護認定の流れ①
相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、市区町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

1｜相談する

お住まいの市町の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスを伝えましょう。

▶介護サービスが必要
▶住宅改修が必要
など

▶生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない
など

▶介護予防に取り組みたい
など

2｜心身の状態を調べる

相談内容によって**要介護等認定の調査**または**基本チェックリスト**を受けます。
まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

認定 要介護等認定の調査を受ける

お住まいの市町の窓口等に申請して、要介護等認定の調査があります。

詳しくは ▶ 要介護認定の流れ②（12～13ページ）

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

サービス・活動事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

詳しくは ▶ 16ページ

3｜心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

認定

要介護1～5

要支援1・2

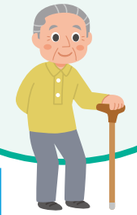

非該当

生活機能の低下がみられる（事業対象者）

自立した生活が送れる

4｜利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

介護サービスを利用できます。

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P.24～

サービス・活動事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。

介護予防サービスを利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P.24～

総合事業

サービス・活動事業を利用できます。

「サービス・活動事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方（事業対象者）が利用できます。

種類と費用は ▶ P.26、29

一般介護予防事業を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。

詳しくは ▶ P.18、19

サービス利用の手順へ（▶22ページから）

要介護認定の流れ②
要介護認定の手順

介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。
「要介護認定」では、どれくらい介護保険サービスが必要かなどを判断します。

① 申請する

申請の窓口は鳥栖広域圏組合またはお住まいの市町の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところへ申請の依頼もできます。（更新申請も含む）

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設

申請に必要なもの

- ☑ 申請書
  市区町村の窓口に置いてあります。
- ☑ 介護保険証（▶P.10参照）
- ☑ マイナンバーと本人確認書類（▶P.2参照）

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。
かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

※40～64歳の方は、「医療保険の資格情報画面（マイナポータルからダウンロード）」を提示頂くか、「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「有効な健康保険の保険証」いずれかの写しが必要です。

② 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度等）が決まります。

訪問調査

鳥栖広域圏組合の認定調査員などが自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。（▶P.15参照）

主治医の意見書

鳥栖広域圏組合の依頼により主治医が意見書を作成します。

一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書等をもとに、保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会にて総合的に審査し、要介護等区分が決められます。

③ 結果の通知

「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「サービス・活動事業」を利用できます。

認定

要介護度（介護が必要な度合い：高 ↑ ↓ 低）

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1

非該当（自立） → **基本チェックリスト**

- 生活機能の低下がみられる（事業対象者）
- 自立した生活が送れる

利用できるサービス

介護サービスを利用できます。
種類と費用は ▶ P.24～
サービス・活動事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。

介護予防サービスを利用できます。
種類と費用は ▶ P.24～

サービス・活動事業を利用できます。
種類と費用は ▶ P.26、29

一般介護予防事業を利用できます。
詳しくは ▶ P.18、19

認定には有効期間があります

認定の効力発生日は認定申請日となり、有効期間など要介護等認定の結果は、介護保険被保険者証に記載されます。有効期間後もサービスの利用を希望する方については、更新申請を有効期間満了日の60日前から受け付けます。（介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください）。

引き続き利用するには「更新申請」が必要です。

介護保険被保険者証（被保険者証）

要介護等認定を申請するときや介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。被保険者証を受け取ったら内容を確認して、大切に保管しておきましょう。

大切に保管しましょう。

交付対象者

【65歳以上の方】
- 1人に1枚交付されます。
- 65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。

【40～64歳の方】
- 要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき
- 要介護認定の申請をするとき（65歳以上の方）
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

など

負担割合証（介護保険負担割合証）

介護保険サービス等を利用するときの負担割合（1～3割）が記載されています。

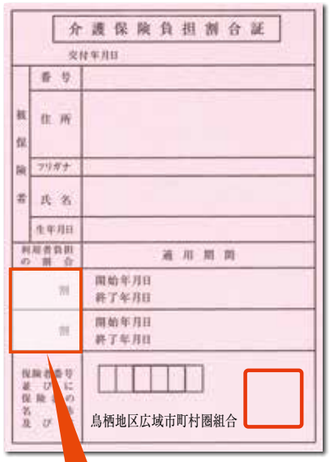

負担割合（1～3割）が記載されます。

交付対象者

要介護認定を受けた方、サービス・活動事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき

【有効期限】
1年間（8月1日～翌年7月31日）

大切に保管しましょう。

▶負担割合に関して、詳しくは38ページ。

「訪問調査」とは？

訪問調査では「片足で立っていられるか」「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、認定調査における基本調査74項目を認定調査員（鳥栖広域圏組合または委託事業者などの職員）が質問します。

【訪問調査を受けるときのポイント】
- 本人だけでなく、介護している方が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）

伝えたいことを事前にまとめておきましょう。

基本調査の主な一例

- 麻痺などの有無
- 拘縮（こうしゅく）の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄
- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

要介護と要支援の違い

要介護認定の結果は、「非該当（自立）」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

要介護と要支援とでは利用できるサービスやサービス利用の手順が異なります。

要介護度		心身の状態のめやす	利用できるサービスと利用手順
介護が必要な度合い（高）	要介護5	要介護4の状態よりも動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。意思疎通が難しい状態。	【利用できるサービス】 ●介護サービス 【サービスの利用手順】 ●居宅介護支援事業者のケアマネジャーとケアプランを作成 ●施設に入所してケアプランを作成
	要介護4	要介護3の状態よりも動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。意思疎通がやや難しい状態。	
	要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分だけでは難しく日常全般に介護が必要な状態。	
	要介護2	食事や排泄に介護が必要なことがあり、身の回りの世話になんらかの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要な状態。	
	要介護1	身の回りの世話の一部に支援が必要。立ち上がりや歩行になんらかの支えが必要な状態。	
	要支援2	要介護1相当の状態で、心身の状態の現状維持・改善が見込まれる状態。	【利用できるサービス】 ●介護予防サービス ●サービス・活動事業 【サービスの利用手順】 ●地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
	要支援1	起き上がり、立ち上がりなどの能力が少し低下し、身の回りの世話の一部に支援が必要な状態。	
非該当（自立）		日常生活はほぼ自立している状態。	地域支援事業 ※基本チェックリストの結果、事業対象者となった方は、サービス・活動事業を受けられる。

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**サービス・活動事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

- サービス・活動事業
- 一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**サービス・活動事業**を利用できます。
- **サービス・活動事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、市町の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- □ 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか
- □ 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- □ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- □ 週に１回以上は外出していますか
- □ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。
いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。

サービス・活動事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

対象者
- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストによりサービス・活動事業対象者となった方

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等の職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる支援が受けられます。

介護予防訪問型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。
また、生活援助（調理や掃除など）を一緒に行い、利用者のできることが増えるよう支援してもらいます。

自立支援訪問型サービス

ヘルパー等が自宅を訪問し、掃除や調理等の生活援助を行います。「できるところ」は利用者が行い、「できないところ」を支援してもらいます。

通所型サービス（デイサービス）

通所型の施設に通い、日帰りで日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

生活リハビリ通所型サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

ハツラツ通所型サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、運動やレクリエーションなど、生活機能向上のためのサービスを日帰りで受けられます。

ステップアップ通所型サービス

低下した体力や機能を向上し、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを短期間、集中的に行います。

一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

※市町によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市町にご相談ください。

対象者　65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動

など

【栄養改善】

栄養改善のための食材の選び方や調理方法などに関する指導、相談受け付け

【口腔機能の向上】

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 咀嚼（そしゃく）、飲み込みの訓練法などの指導

鳥栖広域圏組合の一般介護予防事業

介護の日フェスタ、介護予防講演会、サポーティア事業（介護支援ボランティアポイント制度）

構成市町介護予防事業

鳥　栖　市：ロコモーショントレーニング教室、音楽サロン、ふまねっと運動など
基　山　町：筋力アップ教室、音楽サロン、スロージョギング® など
みやき町：ものわすれ相談事業、愛の一声運動推進事業など
上　峰　町：転倒予防教室、サーキット運動、介護予防３Ｂ体操など
※詳しいことはお住まいの市町へお尋ねください。

地域を支える ～ご近所づきあいから地域参加へ～

地域活動への参加は、地域のためになるだけでなく、自分自身の生きがい、健康づくりにつながります。少しでも興味があればぜひ参加しましょう。

地域活動へ参加しましょう

地域活動の情報は、市町の担当課や広報誌、インターネットなどから入手できます。

地域への参加（地域デビュー）の例

- □ ボランティア活動への参加
  （地域の清掃や緑化活動、教育・文化活動への参加など）
- □ 地域の行事への参加
- □ 交通安全・防犯・防災活動への参加
- □ シルバー人材センターへの登録

サポーティア（介護支援ボランティアポイント制度）に参加しませんか？

サポーティアとは、登録されたみなさんが介護支援ボランティア活動（サポーティア受入施設の催事のお手伝い、補助的な活動、話し相手、傾聴など）を行うことで、ご自身の介護予防を推進し、健康で生きがいを感じながら元気に暮らしていただくことを目的としています。
受入施設での介護支援ボランティア活動１時間につき、100ポイント（100円）が付与されます。（１日の上限は200ポイント）
貯まったポイントは年間5,000ポイント（5,000円）を上限に、換金や寄付を行うことができます。

サポーティア登録からポイント活用までの流れ

❶ 登録	登録申請書を提出してください。 対象者は次の３つの要件全てに当てはまる方です。 ①40歳以上 ②鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町のいずれかに住民票がある ③要支援、要介護認定を受けていない
❷ 活動手帳の交付	登録完了後、活動手帳をお渡しします。
❸ 活動の開始	活動先では注意事項を守って無理せず活動しましょう。
❹ 活動の記録	その日の活動終了後、受入機関の担当者から、活動手帳にスタンプを押印してもらいます。
❺ ポイント活用の申請	貯まったポイントは申請により、換金や寄付することができます。 スタンプ１個につき100ポイント（100円）とし、年間5,000円が上限となっています。

詳細については下記までお問い合わせください
佐賀県長寿社会振興財団 …… ☎0952-31-4165
鳥栖地区広域市町村圏組合　地域支援係 …… ☎0942-81-3111

地域で元気に ～介護予防に取り組みましょう～

まだ介護が必要でない方は、市町の介護予防の教室等※を利用しましょう。ここでは、自分で取り組める介護予防の方法をお伝えします。

※介護予防の取り組みは、市町によって異なります。

バランスよくしっかり食べましょう

やせないように
よく食べることが
重要です！

栄養バランスのよい食事を心がけましょう。
肉や魚、卵などのたんぱく質をしっかりとりましょう。

1日3食抜かずにバランスよく食べる

たんぱく質を十分にとる

さまざまな野菜を毎日食べる

カルシウムの不足に気をつける

体を動かす時間を増やしましょう

筋力は何歳からでも
鍛えられます。運動を毎日の生活に
取り入れましょう！

散歩（ウォーキング）や体操、筋力トレーニングを
生活に取り入れましょう。

散歩（ウォーキング）

・人混みを避けて散歩をしましょう。可能な方は、少し速めに歩くことを意識すると、さらに運動効果が高まります。

体操

・ラジオ体操などを広い場所や庭などで行いましょう。

ふくらはぎの筋トレ 1セット 10回

1. いすの背もたれをつかみ、軽く脚を開いてまっすぐ立つ。
2. 体が高くなるように、かかとを上げ下げする。

・回数はめやすです。体力や体の状態に合わせて回数を設定してください。
・4秒かけてゆっくり行い、4秒かけてゆっくり戻しましょう。

体に痛みなどがある人は、運動を行う前に医師に相談しましょう。

口の健康を保ちましょう

歯だけでなく
舌や口の中全体を清潔に
保ちましょう。

歯みがきや、入れ歯の手入れをしっかりして、
口の健康を保ちましょう。噛む力を鍛えることも重要です。

食後の口の手入れを忘れずに

・1日1回は、十分な時間をかけて歯をみがきましょう。
・義歯（入れ歯）は外してみがきましょう。

介護保険 Q&A

Q 介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

A 40歳以上のすべての方が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。

Q サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

A 医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。
介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、社会全体で支えあう相互扶助の仕組みになっています。どうかご理解ください。

Q 交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

A 65歳以上（第1号被保険者）の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。
40～64歳（第2号被保険者）の方は、加齢に伴う特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方のみが介護保険サービスを利用できます。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

Q 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

A 暫定プランによりサービスを利用できます。
ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

Q 現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

A 退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

Q 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

A 介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

Q 施設に入所するにはどうすればいいのですか？

A 施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。

ケアプランの作成から サービス利用まで

要介護１～５と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援１･２と認定された方およびサービス･活動事業対象者は管轄の地域包括支援センター等に連絡します。

要介護１～５の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

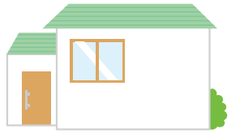

1 居宅介護支援事業者に連絡

- 鳥栖広域圏組合などが発行する事業者一覧等のなかから**居宅介護支援事業者（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）**を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。

2 ケアプラン※1を作成

担当のケアマネジャーとケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって**介護サービス**（▶P.24～）を利用します。

サービス･活動事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。

介護保険施設へ入所したい

1 介護保険施設に連絡

入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 サービス計画書※1を作成

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**（▶P.34）を利用します。

要支援１･２の方

1 地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡、相談をします。

2 介護予防ケアプラン※1を作成

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**（▶P.24～）および**サービス･活動事業**（▶P.17）を利用します。

サービス･活動事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡

地域包括支援センターに連絡します。

2 ケアプラン※1を作成

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約※2します。
- ケアプランにそって**サービス･活動事業**（▶P.17）を利用します。

サービス事業者と契約する際の注意点

- □ 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- □ 利用者の病気や身体の状況をよく把握してもらっている
- □ 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- □ 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- □ 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。
疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通いサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう。

※１　ケアプラン･サービス計画書の作成、介護予防ケアプラン･サービス計画書の作成は、利用者の費用負担はありません。

※２　契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類

▶P.26～28 自宅を訪問してもらう

▶P.29～30 施設に通って利用する

▶P.31 短期間施設に泊まる

▶P.32 通いを中心とした複合的なサービス

▶P.32～33 自宅から移り住んで利用する

▶P.34～35 介護保険施設に移り住む

▶P.36～37 生活する環境を整える

各サービスの見方

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1～5　要支援1・2　地域密着型サービス

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

症と診断された方が食事・入浴など
護や支援、機能訓練を日帰りで受け
ます。

自己負担（1割）のめやす【7～8時間未満利用した場合】

要支援 1	859円	要介護 3	1,208円
要支援 2	959円	要介護 4	1,316円
要介護 1	992円	要介護 5	1,424円
要介護 2	1,100円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

利用できる要介護度を示します。

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

自己負担１割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより１割、２割、３割のいずれかです。（▶P.38参照）

※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは令和６年６月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

【サービスを利用する前に】
ケアプランまたは介護予防ケアプランを作成する必要があります。

ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1～5 **居宅介護支援**

ケアマネジャーに**ケアプラン**を作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援1・2 **介護予防支援**

地域包括支援センターの職員や**ケアマネジャー**などに**介護予防ケアプラン**を作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

※小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

ケアプランの作成例（要介護１の方の例）

要望　足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護			通所リハビリ		
午後							

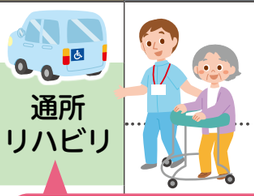

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

①自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けを受ける

要介護1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉	●食事、入浴、排せつのお世話 ●衣類やシーツの交換 など
〈生活援助〉	●住居の掃除、洗濯、買い物 ●食事の準備、調理 など

※要支援の方は利用できません。

自己負担（1割）のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助（1回）	97円

※移送にかかる費用は別途負担が必要です。

ご注意ください！ 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

●本人以外の家族のための家事　●ペットの世話　●預金の引き出し、預け入れ
●留守番　●来客の応対　●家具の移動や修繕、模様替え　●草むしり　など

要支援1・2 事業対象者 介護予防訪問型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）を行います。また、生活援助（調理や掃除など）を一緒に行い、利用者のできることが増えるよう支援してもらいます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

事業対象者 要支援 1・2	週1回程度	1,176円
	週2回程度	2,349円
事業対象者 要支援 2	週3回程度	3,727円

要支援1・2 事業対象者 自立支援訪問型サービス

ヘルパー等が自宅を訪問し、掃除や調理等の生活援助を行います。「できるところ」は利用者が行い、「できないところ」を支援してもらいます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

事業対象者 要支援 1・2	週1回程度	941円
	週2回程度	1,880円
事業対象者 要支援 2	週3回程度	2,982円

給付対象外のお願いをしないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象になるのかなど、ケアプランを作成するときにケアマネジャーと具体的に話し合い、確認しましょう。

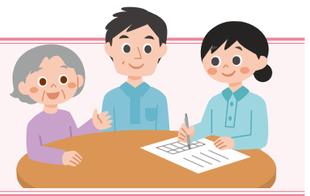

自宅を訪問してもらう

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1～5 要支援1・2 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担（1割）のめやす【1回あたり】

要支援 1・2	856円	要介護 1～5	1,266円

※現在のところ、鳥栖広域圏組合管内にはありません。

自宅で看護を受ける

要介護1～5 要支援1・2 訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴、注射の医療処置、服薬管理等をしてもらいます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	要支援 1・2	382円
		要介護 1～5	399円
	30分～1時間未満	要支援 1・2	553円
		要介護 1～5	574円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	要支援 1・2	451円
		要介護 1～5	471円
	30分～1時間未満	要支援 1・2	794円
		要介護 1～5	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護1～5 要支援1・2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などに訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担（1割）のめやす【20分間リハビリテーションを行った場合】

1回	要支援 1・2	298円
	要介護 1～5	308円

介護や支援が必要になっても自分でできることは自分で！

自分でできることまで介護サービスに頼ると、徐々に身体機能が低下し、状態は悪化してしまいます。ケアプランを作成する時からできないことだけを介護サービスで補うことにして、自分でできることは自分で行い、できることを増やすことを目指しましょう。
家族の方が介護する場合も、本人のためにも本人ができないことだけを支援するようにしましょう。

買い物などもできるうちはなるべく積極的に行いましょう。

自宅を訪問してもらう

医師などによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1～5　要支援1・2

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担（1割）のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合（月２回まで）	515円
歯科医師の場合（月２回まで）	517円
医療機関の薬剤師の場合（月２回まで）	566円
薬局の薬剤師の場合（月４回まで）	518円
歯科衛生士等の場合（月４回まで）	362円
当該居宅療養管理指導所の管理栄養士の場合（月２回まで）	545円

夜間に訪問介護を受ける

要介護1～5　地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。

自己負担（1割）のめやす
【基本対応の場合】

1カ月	989円

※要支援の方は利用できません。
※現在のところ、鳥栖広域圏組合管内にはありません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1～5　地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	5,446円	7,946円	基本対応 989円
要介護 2	9,720円	12,413円	
要介護 3	16,140円	18,948円	
要介護 4	20,417円	23,358円	
要介護 5	24,692円	28,298円	

※要支援の方は利用できません。
※現在のところ、鳥栖広域圏組合管内にはありません。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。
できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。
積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。

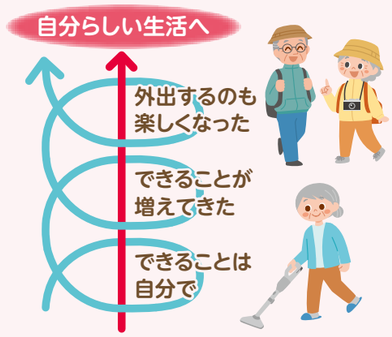

施設に通って利用する

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて
- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼（そしゃく）・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます）

自己負担（1割）のめやす
【通常規模の施設／７～８時間未満の利用の場合】

要介護 1	658円	要介護 4	1,023円
要介護 2	777円	要介護 5	1,148円
要介護 3	900円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。
※送迎を含む

要支援1・2　事業対象者

生活リハビリ通所型サービス

通所介護施設で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

事業対象者　要支援 1	週１回程度	1,798円
事業対象者　要支援 2	週２回程度	3,621円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。
※送迎を含む

要支援1・2　事業対象者

ハツラツ通所型サービス

通所介護施設で、運動やレクリエーションなど、生活機能向上のためのサービスを日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

事業対象者　要支援 1	週１回程度	1,439円
事業対象者　要支援 2	週２回程度	2,897円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。
※送迎を含む

要支援1・2　事業対象者

ステップアップ通所型サービス

低下した体力や機能を向上し、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを短期間、集中的に行います。

自己負担のめやす

1回	500円

※送迎を含む

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5　地域密着型サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担（1割）のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円	要介護 4	1,172円
要介護 2	890円	要介護 5	1,312円
要介護 3	1,032円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。
※送迎を含む

施設に通って利用する

施設に通ってリハビリをする

要介護1～5

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼（そしゃく）・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます）

自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762円
要介護 2	903円
要介護 3	1,046円
要介護 4	1,215円
要介護 5	1,379円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※送迎を含む

要支援1・2

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼（そしゃく）・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。
（利用するメニューによって費用が加算されます）

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	2,268円
要支援 2	4,228円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※送迎・入浴を含む

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1～5　要支援1・2　地域密着型サービス

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

原則、認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担（1割）のめやす
【単独型／7～8時間未満利用した場合】

要支援 1	861円	要介護 3	1,210円
要支援 2	961円	要介護 4	1,319円
要介護 1	994円	要介護 5	1,427円
要介護 2	1,102円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」、「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能の維持・回復を図ります。
作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。
言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5　要支援1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529円	451円	451円
要支援 2	656円	561円	561円
要介護 1	704円	603円	603円
要介護 2	772円	672円	672円
要介護 3	847円	745円	745円
要介護 4	918円	815円	815円
要介護 5	987円	884円	884円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5　要支援1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

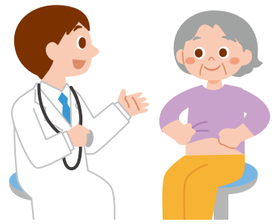

1日あたりの自己負担（1割）のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624円	579円	613円
要支援 2	789円	726円	774円
要介護 1	836円	753円	830円
要介護 2	883円	801円	880円
要介護 3	948円	864円	944円
要介護 4	1,003円	918円	997円
要介護 5	1,056円	971円	1,052円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室（部屋のタイプ）について	ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋
	従来型個室	リビングスペース（共同生活室）を併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。
例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】　訪問介護　通所介護　短期入所生活介護　等

通いを中心とした複合的なサービス

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5　要支援1・2　地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援 1	3,450円	要介護 3	22,359円
要支援 2	6,972円	要介護 4	24,677円
要介護 1	10,458円	要介護 5	27,209円
要介護 2	15,370円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5　地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護 1	12,447円	要介護 4	27,766円
要介護 2	17,415円	要介護 5	31,408円
要介護 3	24,481円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護1～5　要支援1・2

特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型（一般型）と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす
【包括型（一般型）】

要支援 1	183円	要介護 3	679円
要支援 2	313円	要介護 4	744円
要介護 1	542円	要介護 5	813円
要介護 2	609円		

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護1～5　地域密着型サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護 1	546円	要介護 4	750円
要介護 2	614円	要介護 5	820円
要介護 3	685円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。
※現在のところ、鳥栖広域圏組合管内にはありません。

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1～5　要支援2　地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円	要介護 3	812円
要介護 1	753円	要介護 4	828円
要介護 2	788円	要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援１の方は利用できません。

地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護3～5　地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	828円	745円	745円
要介護 4	901円	817円	817円
要介護 5	971円	887円	887円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護３以上の方。
※現在のところ、鳥栖広域圏組合管内にはありません。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」（入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設）と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

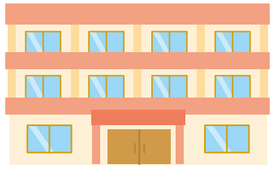

介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護３以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護 2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護 3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護 4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護 5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護 3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護 4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

※現在のところ、鳥栖広域圏組合管内にはありません。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
（従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶31ページ参照）
※要支援の方は利用できません。

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 ＋ 居住費（滞在費） ＋ 食費 ＋ 日常生活費（理美容代など） ＝ 自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 （1,231円）	437円※ （915円）	1,445円

（　　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※令和７年８月より、室料が徴収される場合は697円になります。

変更ポイント
Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。
（令和7年8月から）

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント
★令和7年8月より80.9万円に変更されます。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況※1		預貯金等の資産※2の状況	居住費（滞在費）				食費
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等		要件なし	880円	550円	550円 （380円）	0円	300円
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下					
2		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円★以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 （480円）	430円	390円 【600円】
3-①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円★超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 （880円）	430円	650円 【1,000円】
3-②		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 （880円）	430円	1,360円 【1,300円】

【　　】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
（　　）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※１ 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。
※２**【預貯金等に含まれるもの】**資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
＊第２号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。
不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

課税世帯への特例措置

高齢夫婦等の住民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費(滞在費)および食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、施設の居住費(滞在費)および食費が減額される場合があります。

社会福祉法人による利用者負担軽減

一部の社会福祉法人が提供する対象サービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方について、申請により、利用者負担額、居住費(滞在費)・食費が軽減される場合があります。

■制度の対象になる方の要件

この制度を利用できる方は、下記の①～⑥の要件をすべて満たす方です。

①住民税非課税世帯であること。
②世帯の年間収入が1人世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
③預貯金等の額が1人世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
④居住用以外に活用できる資産（土地、家屋など）を有しないこと。
⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
⑥介護保険料を滞納していないこと。

③生活環境を整えるサービス

生活する環境を整える

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。

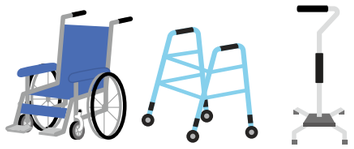

○ ＝ 利用できる。
× ＝ 原則として利用できない。
▲ ＝ 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり（工事をともなわないもの）　・スロープ（工事をともなわないもの） ・歩行器　・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす　・車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ・特殊寝台　・特殊寝台付属品　・床ずれ防止用具 ・体位変換器　・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外（全額自己負担）となります。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

申請が必要です

要介護1～5　要支援1・2

特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

購入費支給の対象は、次の品目です。

・移動用リフトのつり具の部分
・腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
・自動排せつ処理装置の交換部品
・排せつ予測支援機器　・簡易浴槽
・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
・固定用スロープ　・歩行器（歩行車を除く）
・歩行補助つえ（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）
} 貸与と購入を選択できます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。
（毎年4月1日から1年間）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

生活する環境を整える

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護1～5　要支援1・2

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
（費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です）

●利用者の心身の状況や環境に応じて住宅改修の工事内容が異なるため、工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーなどに相談しましょう。

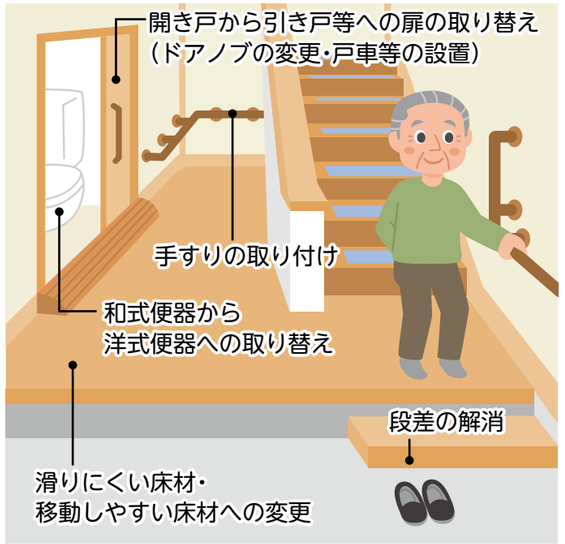

介護保険の対象となる工事の例

●手すりの取り付け
●段差や傾斜の解消
●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
●開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
●和式から洋式への便器の取り替え
●その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円（原則1回限り）
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※鳥栖広域圏組合に登録されていない事業者により住宅改修を行った場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとることをお勧めします。

◉手続きの流れ【受領委任払いの場合】

事前と事後に申請が必要です

相談	●ケアマネジャーなどに相談します。
事前申請	●工事を始める前に、ケアマネジャー、住宅改修施工事業者は、鳥栖広域圏組合の窓口に必要な書類を提出します。
	●鳥栖広域圏組合から着工の許可が下りてから着工します。
工事・支払い	●工事終了後、利用者は費用(限度額)の1～3割だけを住宅改修施工事業者に支払います。
事後申請	●ケアマネジャー、住宅改修施工事業者は、鳥栖広域圏組合の窓口に支給申請のための書類を提出します。
払い戻し	●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。
自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。

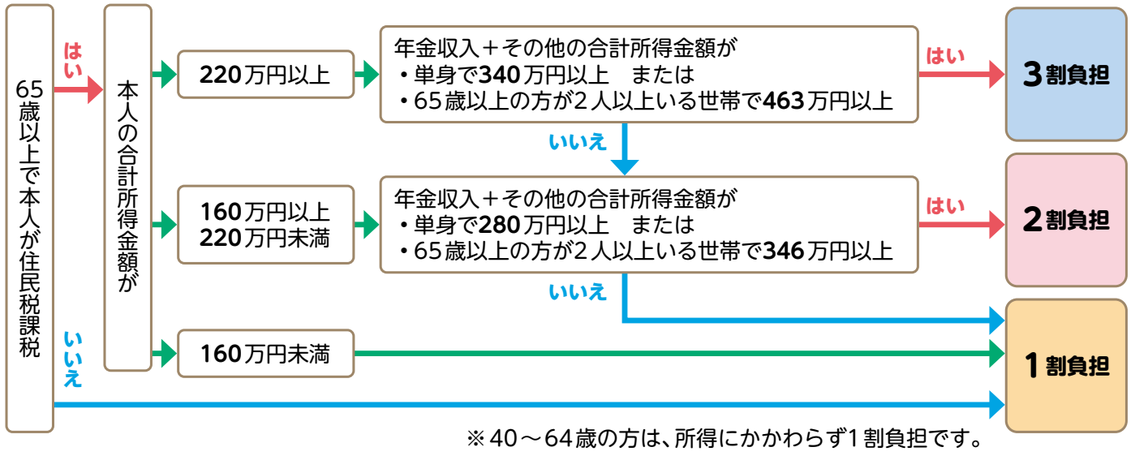

※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

例 要介護1（1割負担）の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

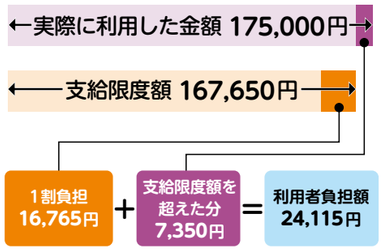

■支給限度額に含まれないサービス

- ●特定福祉用具購入
- ●居宅介護住宅改修
- ●居宅療養管理指導
- ●特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ●地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ●介護保険施設に入所して利用するサービス

※介護予防サービスについても同様です。

●利用者負担の減免について

災害などにより、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合や、生計中心者の所得が特別な事情により前年の1/2以下となり、かつ住民税非課税と見込まれる場合には、その被害の程度や収入の状況に応じて、利用者負担割合の軽減または免除を受けられる場合があります。詳しくは、鳥栖広域圏組合介護保険課給付係にお問い合わせください。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- ●給付を受けるには、鳥栖広域圏組合またはお住まいの市町への申請が必要です。
- ●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

変更ポイント
★令和7年8月より80.9万円に変更されます。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満）の方	93,000円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80★万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- ●給付を受けるには、基準日(毎年7月31日）時点に加入している医療保険者への申請が必要です。（申請方法については、各医療保険等により異なりますので、ご加入の医療保険の窓口へお問い合わせください。）
- ●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ●自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方

区分		限度額
基準総所得額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

※区分の基準額は今後変更になる場合があります。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分		限度額
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）		19万円

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。

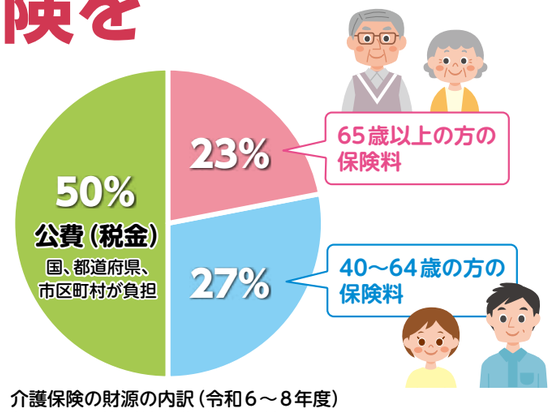

介護保険の財源の内訳（令和6～8年度）
（このほかに利用者負担分があります）

あなたの介護保険料は？

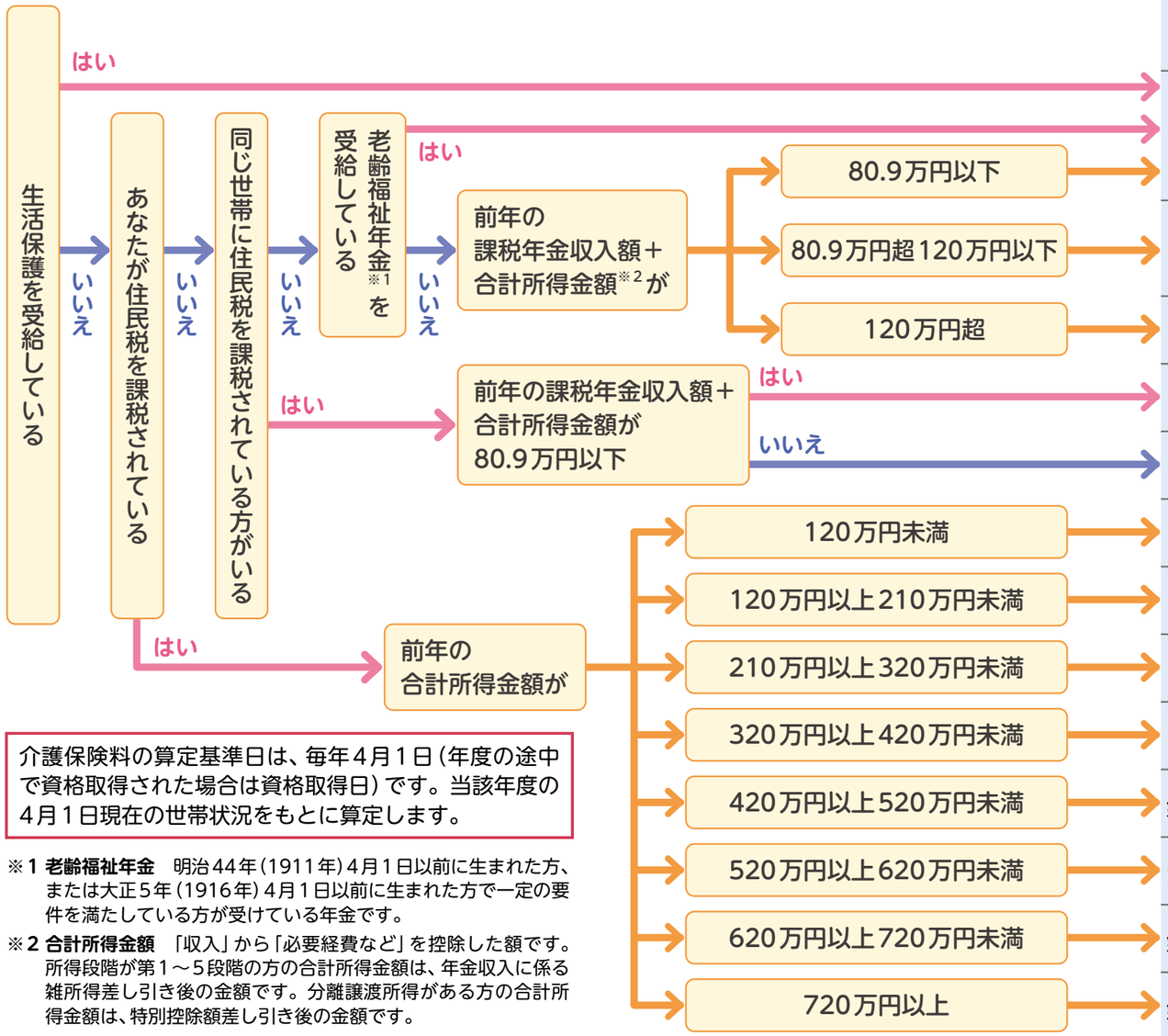

介護保険料の算定基準日は、毎年4月1日（年度の途中で資格取得された場合は資格取得日）です。当該年度の4月1日現在の世帯状況をもとに算定します。

※1 **老齢福祉年金**　明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 **合計所得金額**　「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

市区町村で必要な介護保険サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分 23% ÷ 市区町村に住む65歳以上の方の人数

＝ 鳥栖広域圏組合の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **68,292円**（年額）（月額 **5,691円**）

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方			調整率	保険料額	
	住民税課税状況		本人の課税年金収入額・合計所得金額など		年額	月額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員が住民税非課税	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額 × 0.285	19,464円	1,622円
第2段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.485	33,132円	2,761円
第3段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685	46,788円	3,899円
第4段階		世帯に住民税課税の方がいる	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額 × 0.90	61,464円	5,122円
第5段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える方	基準額 × 1.00	68,292円	5,691円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方		基準額 × 1.20	81,960円	6,830円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		基準額 × 1.30	88,788円	7,399円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		基準額 × 1.50	102,444円	8,537円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		基準額 × 1.70	116,100円	9,675円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		基準額 × 1.90	129,756円	10,813円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		基準額 × 2.10	143,424円	11,952円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		基準額 × 2.30	157,080円	13,090円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方		基準額 × 2.40	163,908円	13,659円

●65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。
納め方は受給している年金※の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金などは対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方など
➡【納付書】や【口座振替】で各自納めます

●保険者から納付書が送付されますので、期日までに金融機関、コンビニ、アプリ決済などを通じて保険料を納めます。

普通徴収の納期

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替**が便利です。

手続き
「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取り扱い金融機関へ申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方
➡ 年金から【天引き】になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

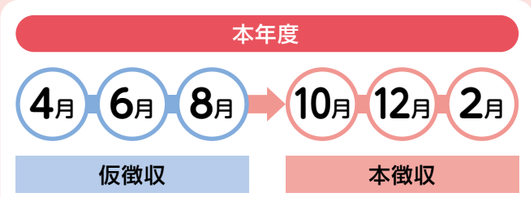

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

など

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

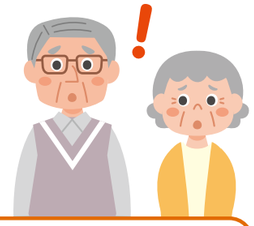

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん**利用者が負担**し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6カ月以上滞納すると	費用の**全額を利用者が負担**し、申請後も保険給付の**一部、または全部が一時的に差し止め**となり、**滞納していた保険料に充てられ**ることもあります。
2年以上滞納すると	サービスを利用するときに**利用者負担の割合が3割**※になったり、**高額介護サービス費等が受けられなく**なったりします。 ※利用者負担の割合が3割の方は、4割になります。
納付が難しい場合は	災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は鳥栖広域圏組合までご相談ください。 減免や猶予が受けられる場合があります。

●40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。 ただし、特定被保険者を除く。

事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう

利用者の皆さんがサービス提供事業者や居宅介護支援事業者等と契約をしたり、重要事項説明を受けたりする場合は、以下のようなことに注意しましょう。

●契約が必要となるとき

介護サービスの利用にあたり、次のようなときに事業者との契約が必要となります。

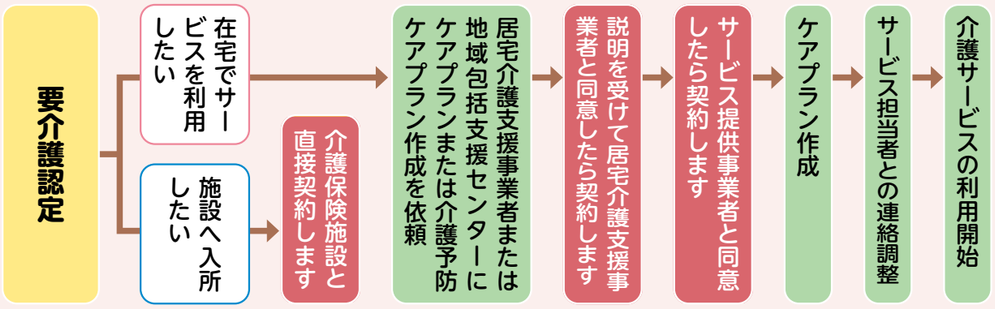

●こんなことに注意しましょう

契約の目的…契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者…利用者と事業者との間の契約となっているか。

指定事業者…都道府県等から指定された事業者か。

サービスの内容…利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間…在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。施設サービスは退所にともなう利用者の契約解除ができるか。

利用者負担金…利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。また、介護保険法にもとづいた金額となっているか。料金の支払方法・期日は明確に示されているか。

利用者からの解約…利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることとなっているか。

損害賠償…サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持…利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

契約書や重要事項説明書には以上の項目以外にもさまざまな項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

介護サービス事業者が介護計画にそってサービスを提供するために

厚生労働省が2019年3月に発出した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」では次のような行為がハラスメントと定義されています。介護サービスを提供する際に、少なからず発生している**利用者や家族等からの介護職員に対するハラスメント**は、その影響が極めて大きいため、**事業所の判断においてサービスを中止せざるを得ないこともありえます。**介護職員が計画にそって安心、安全に働くことのできる環境づくりに向けて、ご理解とご協力をお願いします。

精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：
- ○大声を発する
- ○サービスの状況をのぞき見する
- ○怒鳴る
- ○気に入っているホームヘルパー以外に批判的な言動をする
- ○威圧的な態度で文句を言い続ける
- ○刃物を胸元からちらつかせる
- ○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ○利用者の夫が「自分の食事も一緒に作れ」と強要する
- ○家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ○訪問時不在のことが多く書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」として、謝罪して正座するよう強く求める
- ○「たくさん保険料を支払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う
- ○利用料金の支払を求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた
- ○利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
- ○特定の訪問介護員にいやがらせをする

●介護サービスに関する苦情・相談窓口

サービス内容への不満や事業者に対する苦情・相談は、お気軽にご相談ください。

利用している事業者・施設の苦情相談窓口	介護サービス事業者・施設は、利用者や家族からの苦情相談を受けたときは誠実に対応することを義務付けられています。
利用しているケアマネジャー（介護支援専門員）	ケアマネジャー（介護支援専門員）は、利用者からのサービス内容への不満や疑問に対して相談に応じ、サービスを提供している事業者との調整を行います。
鳥栖広域圏組合の窓口 介護保険課給付係 ☎0942-81-3317	鳥栖広域圏組合では、介護保険サービスの利用についての苦情や相談を受け付けています。必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導、助言を行います。
地域包括支援センター	高齢者等の福祉サービスに対する苦情や相談を受け付け、その苦情などを調査し、関係者と調整を行い、解決を図ります。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。
すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省**「介護サービス情報公表システム（https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp）」**から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。
また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護サービス情報公表システム　QRコード

事業所一覧

令和７年３月１日現在（休止中の事業所は掲載していません）

●居宅介護支援

居宅介護支援事業所

◎：介護予防事業所・介護事業所
○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	ケアプランセンター　未来	841-0004	鳥栖市神辺町１４７７番地	0942-81-5922
2	○	ケアプランセンター　寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘２丁目１４６番地1	0942-85-8831
3	○	ケアプランセンター　とくりん鳥栖	841-0005	鳥栖市弥生が丘６丁目８２番地	0942-85-7155
4	○	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘７丁目１４番地	0942-85-9330
5	○	ＪＡ福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町２４番地	0942-81-5333
6	○	ケアプランサービス　南風	841-0016	鳥栖市田代外町６９９番地４	0942-50-8728
7	○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町９２４番地1	0942-85-8839
8	○	ケアプランサービスうえるかむ	841-0026	鳥栖市本鳥栖町1823番地東峰マンションⅢ205	0942-85-9138
9	○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町７０３番地1	0942-87-9357
10	◎	あいずケアプランセンター鳥栖	841-0034	鳥栖市京町７２３番地７	0942-50-6785
11	○	ふれあい　ケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目１０５８番地	0942-85-1440
12	○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0072	鳥栖市村田町１２５０番地1（真心の園内）	0942-82-2301
13	○	ケアプランセンター　ひだまり	841-0039	鳥栖市土井町２００番地1	0942-82-2885
14	○	ケアプランセンターお元気リボン	841-0052	鳥栖市宿町1387番地1　レーベンハイツF棟101号室	0942-84-3226
15	○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町６６３番地1	0942-81-1665
16	○	まごころ医療館ケアプランサービス	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目221番地　ドリーム蔵上102	0942-87-5028
17	○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町１５２３番地6	0942-81-1608
18	○	居宅介護支援事業所 寿楽園	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-50-8081
19	○	ゆうゆう居宅介護支援事業所	840-1102	みやき町大字天建寺１４９２番地1	0942-96-5500
20	○	居宅介護支援事業所　なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簑原４２６０番地	0942-94-9215
21	○	居宅介護支援センター　おおしま	849-0111	みやき町大字白壁４３０５番地３６	0942-89-3001
22	○	ケアプランサービス葉月	849-0114	みやき町大字中津隈６０１７番地３	0942-80-6808
23	○	花のみね弐番館ケアプランサービス	849-1101	みやき町大字西島２７３０番地1	0942-96-3610
24	○	ケアプランサービス　プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田１９４９番地	0952-51-4616
25	○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	上峰町大字坊所２７９番地1	0952-52-7285

介護予防支援事業所

△：介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	△	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町１５２３番地6	0942-81-3113
2	△	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町１５２３番地6	0942-85-3440
3	△	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	841-0005	鳥栖市弥生が丘２丁目１４６番地1	0942-85-8815
4	△	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町１２５０番地1	0942-82-2188
5	△	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-81-7039
6	△	みやき町地域包括支援センター	849-0111	みやき町大字白壁１０７４番地３ （市村清記念メディカルコミュニティセンター内）	0942-89-3371
7	△	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田１０７番地２ （上峰町老人福祉センターおたっしゃ館内）	0952-52-5250

●居宅サービス

訪問介護

◎：介護予防訪問型サービス事業所・自立支援訪問型サービス事業所・介護事業所
●：介護予防訪問型サービス事業所・介護事業所　　○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	やよいがおかヘルパーステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘２丁目1番地	0942-87-7533
2	◎	ホームヘルプサービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘２丁目１４６番地1	0942-50-8740
3	○	ヘルパーステーション三介	841-0005	鳥栖市弥生が丘６丁目330番地	0942-85-7444
4	◎	パイン介護サービス	841-0014	鳥栖市桜町１１０３番地7	0942-50-5163
5	◎	あいぞら訪問介護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町６５５番地２０	0942-84-4332
6	●	南風田代ヘルパーステーション	841-0016	鳥栖市田代外町６９９番地４	0942-50-8728
7	○	訪問介護ステーションライフサポ	841-0018	鳥栖市田代本町９９８番地1	0942-84-8087
8	◎	ホームヘルプ　けいしん	841-0024	鳥栖市原町６８８番地1	0942-83-1075
9	◎	ヘルパーステーション人と木	841-0024	鳥栖市原町１２５３番地1	0942-82-2716
10	●	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町７０３番地1	0942-87-9357
11	◎	ホームヘルプサービス　セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町２４３４番地1	0942-87-5173
12	◎	ヘルパーステーション　ゆかりん	841-0052	鳥栖市宿町１４２１番地５	090-2717-2897
13	●	指定訪問介護　すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町６６３番地1	0942-81-1665
14	◎	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターびすけっと鳥栖	841-0055	鳥栖市養父町３５－１－２　コーポヒロ103号室	0942-83-1944
15	●	訪問介護事業所　わらび	841-0055	鳥栖市養父町４９７番地1	0942-83-7737
16	○	ヘルパーステーション　えにし	841-0063	鳥栖市下野町１３９１番地３	0942-50-8579
17	◎	ヘルパーステーションろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町２９０７番地1	0942-82-7133
18	◎	真心の園　ホームヘルパーステーション	841-0072	鳥栖市村田町１２５０番地1	0942-81-1661
19	◎	リーノ	841-0074	鳥栖市西新町１４２２番地１３７	080-7068-2029
20	○	訪問介護こでまり	841-0075	鳥栖市立石町２０６９番地２２	080-6022-2117
21	◎	山津ヘルパーステーション	841-0081	鳥栖市萱方町２７０番地	0942-87-3560
22	○	ヘルパーステーション花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町５５４番地	0942-87-8573
23	○	さくら訪問介護ステーション	841-0201	基山町大字小倉４５７番地２	0942-85-8252
24	●	ニチイケアセンター基山	841-0201	基山町大字小倉１０５２番地1	0942-81-7007
25	●	ニチイケアセンターみやき	840-1101	みやき町大字西島１６４８番地4	0942-81-9700
26	◎	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0114	みやき町大字中津隈６０１７番地３	0942-80-3271
27	●	ヘルパーステーション　プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田１９４９番地	0952-51-4617

訪問看護（ステーション）

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	聖マリア病院鳥栖訪問看護ステーション	841-0004	鳥栖市神辺町１５８８番地6	0942-81-1134
2	◎	つつみクリニック訪問看護ステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目８２番地	0942-82-4110
3	◎	チャイム訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町６５５番地１５	0942-87-5233
4	◎	あいぞら訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町６５５番地２０	0942-84-4332
5	◎	訪問看護ステーションライフサポ	841-0018	鳥栖市田代本町９９８番地1	0942-84-8087
6	◎	あいず訪問看護ステーション鳥栖	841-0034	鳥栖市京町７２３番地7	0942-50-8672
7	◎	訪問看護ステーション　ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目１０５８番地	0942-85-1441

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
8	◎	訪問看護ステーション弥生が丘	841-0035	鳥栖市東町2丁目８８５番地7－２０３	0942-80-7772
9	◎	医療法人せとじまクリニック 訪問看護ステーションセントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町２４３４番地1	0942-87-5170
10	◎	まごころ訪問看護ステーション	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目２２１番地　ドリーム蔵上１０２	0942-50-9353
11	◎	エンジェル訪問看護ステーション	841-0061	鳥栖市轟木町１５２３番地6	0942-81-3030
12	◎	訪問看護ステーションまどか	841-0063	鳥栖市下野町１３９１番地３	0942-50-8579
13	◎	訪問看護ステーションろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町２９０７番地１	0942-82-7133
14	◎	訪問看護ステーション　デューン鳥栖	841-0071	鳥栖市原古賀町３０３５番地　メディカルステージ新鳥栖1階	0942-50-8386
15	◎	訪問看護ステーションいぬおサポート	841-0081	鳥栖市萱方町１１０番地1	0942-82-7007
16	◎	在宅看護センターホットス	841-0083	鳥栖市古賀町６２２番地３　１０１号	0942-85-7011
17	◎	メディケア訪問看護リハビリステーション佐賀基山	841-0204	基山町大字宮浦１８６番地６５　きやまクリニックモールA-3	0942-92-6161
18	◎	訪問看護ステーション　サンフェイス	840-1105	みやき町大字寄人１９１８番地1	0942-81-9091
19	◎	医療法人光風会　訪問看護ステーションひかりあ	849-0111	みやき町大字白壁２９２７番地	0942-89-2800
20	◎	ナーシングスターみやき訪問看護ステーション	849-0111	みやき町大字白壁１０７４番地３	0942-81-6565
21	◎	訪問看護ステーションともに	849-0111	みやき町大字白壁３５１６番地６	0942-50-8668
22	◎	訪問看護ステーションレア	849-0111	みやき町大字白壁２４６２番地２３	0942-89-2200
23	◎	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0114	みやき町大字中津隈６０１７番地３	0942-80-3271
24	◎	訪問看護ステーション　みやき	849-0112	みやき町大字江口３１８７番地２　メゾン原Ⅱ　５０５	050-1448-2074
25	◎	医療法人三樹会　みき訪問看護ステーション	849-0123	上峰町大字坊所２７９番地1	0952-52-7282

訪問看護（病院・診療所等）

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	医療法人芳生会　和田内科･循環器科	841-0071	鳥栖市原古賀町１３３４番地８	0942-81-2121

※令和６年３月から令和７年１月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

訪問リハビリテーション

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	医療法人徳隣会　つつみクリニック	841-0005	鳥栖市弥生が丘6丁目８２番地	0942-82-4400
2	◎	医療法人勇愛会　大島病院	849-0111	みやき町大字白壁４３０５番地４０	0942-89-2600

※令和6年３月から令和7年1月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

通所介護（通常規模型・大規模型）

◎：生活リハビリ型通所サービス事業・ハツラツ通所型サービス事業所・介護事業所
●：生活リハビリ型通所サービス事業・介護事業所　　○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	デイサービスセンター　未来	841-0004	鳥栖市神辺町１４７７番地	0942-81-5922
2	◎	デイサービスセンター　寿楽園　弐号館	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目１８番地	0942-50-8070
3	◎	やよいがおかデイサービスセンター	841-0005	鳥栖市弥生が丘２丁目1番地	0942-87-7533
4	●	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目１４番地	0942-85-9330
5	◎	ＪＡ福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町２４番地	0942-81-5333
6	◎	デイサービスセンター南風田代	841-0016	鳥栖市田代外町６９９番地４	0942-50-8683

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
7	●	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町９２４番地1	0942-84-5737
8	○	デイサービス　たしろの大地	841-0018	鳥栖市田代本町９９８番地1	0942-84-8087
9	●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖本通	841-0033	鳥栖市本通町２丁目８７８番地7	0942-85-8306
10	●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖中央	841-0033	鳥栖市本通町２丁目８７８番地7　２階	0942-83-3788
11	◎	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町３丁目１４９４番地１０	0942-85-3666
12	●	デイサービスセンターセントポーリアセカンドステージ	841-0046	鳥栖市真木町１９９０番地	0942-50-5151
13	●	デイサービスセンター　セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町２４３４番地1	0942-87-5172
14	●	デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	841-0048	鳥栖市藤木町２番地1	0942-87-5011
15	●	デイサービスセンターすこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町６６３番地1	0942-81-1665
16	○	デイサービスセンター　元気	841-0061	鳥栖市轟木町１４７３番地	0942-84-2765
17	●	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町１５７２番地	0942-83-8787
18	◎	ぽっかぽか･ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町２６０３番地1	0942-81-3100
19	◎	デイサービスセンターろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町２９０７番地1	0942-82-7133
20	◎	真心の園　デイサービスセンター	841-0072	鳥栖市村田町１２５０番地1	0942-82-0818
21	○	デイサービスセンターお元気広場	841-0075	鳥栖市立石町２５７１番地１	0942-84-3216
22	○	デイサービスいやし	841-0081	鳥栖市萱方町１６０番地1	0942-87-8875
23	○	デイサービスセンター花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町５５４番地	0942-87-8573
24	○	デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館	841-0083	鳥栖市古賀町５５４番地	0942-50-8122
25	○	デイサービスさくら	841-0201	基山町大字小倉４５７番地２	0942-85-8251
26	◎	デイサービスセンター　寿楽園	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-92-2626
27	◎	花のみね デイサービスセンター	840-1101	みやき町大字西島２７３０番地1	0942-96-3572
28	●	デイサービスゆうゆう	840-1102	みやき町大字天建寺１４９２番地1	0942-96-5500
29	●	デイサービスセンターひまわり	840-1105	みやき町大字寄人１９２４番地1	0942-81-9091
30	●	デイサービス　なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簑原４２６０番地	0942-94-9215
31	●	デイサービスセンター　ゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁４３０５番地３６	0942-89-9150
32	○	デイサービス みやき	849-0114	みやき町大字中津隈６２４番地	0942-89-5200
33	●	かみみねデイサービスセンター	849-0122	上峰町大字前牟田１０７番地２	0952-51-1773
34	●	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所１５２３番地５３	0952-55-6050
35	●	デイサービス　おはな	849-0123	上峰町大字坊所２５５３番地２	0952-20-0877

通所リハビリテーション

◎：介護予防事業所・介護事務所　　○：介護事業所　　△：介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	医療法人清明会　やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目１４３番地	0942-87-3150
2	◎	石橋整形外科デイケアセンターつばさ	841-0014	鳥栖市桜町１４６５番地1	0942-82-7751
3	◎	医療法人しばやま整形外科	841-0026	鳥栖市本鳥栖町６３３番地４３	0942-82-2515
4	◎	医療法人仁徳会　今村病院通所リハビリテーション	841-0033	鳥栖市本通町1丁目８５５番地１０	0942-83-3771
5	◎	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目１０５９番地１６	0942-85-1446
6	◎	医療法人せとじまクリニック通所リハビリテーション	841-0046	鳥栖市真木町１９７４番地４	0942-50-5665
7	◎	通所リハビリテーションセンターまごころ	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目２１０番地	0942-48-5009

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
8	◎	岩岡整形外科通所リハビリテーション	841-0056	鳥栖市蔵上２丁目１１２番地	0942-85-1000
9	◎	通所リハビリテーション 「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町１５２３番地６	0942-81-3018
10	◎	山津リハビリセンター	841-0081	鳥栖市萱方町２７０番地	0942-87-3560
11	◎	山津リハビリセンター　短時間型	841-0004	鳥栖市神辺町１２７３番地８	0942-87-3560
12	◎	デイケアセンター　あおぞら	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-92-2626
13	△	つくし整形外科医院	841-0203	基山町大字園部２７６５番地２５	0942-92-7655
14	◎	ばば整形外科	841-0204	基山町大字宮浦１８６番地１８	0942-50-5115
15	◎	平川医院通所リハビリテーション	840-1101	みやき町大字西島２９７９番地８	0942-96-3315
16	◎	みきクリニック通所リハビリテーション明日花	840-1106	みやき町大字市武１３３１番地９	0942-96-9620
17	◎	アザレア　デイケア	849-0102	みやき町大字簑原１１１６番地１	0942-94-4488
18	◎	みやき統合医療クリニック	849-0111	みやき町大字白壁１０７４番地３	0942-85-7740
19	◎	指定通所リハビリテーションゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁４３０５番地４０	0942-89-9100
20	○	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	上峰町大字坊所２７６番地１	0952-52-7281
21	△	三樹病院グリーン明日葉	849-0123	上峰町大字坊所２７６番地１	0952-52-7331

※令和６年３月から令和７年１月までの間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

福祉用具貸与・販売

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	株式会社 SUN	841-0024	鳥栖市原町１２９６番地２	0942-50-9524
2	◎	株式会社　エール	841-0025	鳥栖市曽根崎町１１５４番地３	0942-85-9977
3	◎	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町８３４番地３	0942-84-7765
4	◎	株式会社　クローバー鳥栖営業所	841-0047	鳥栖市今泉町２２４８番地１	0942-81-1710
5	◎	株式会社介助　鳥栖営業所	841-0052	鳥栖市宿町１１５７番地１	0942-84-8282
6	◎	フランスベッド株式会社メディカル鳥栖営業所	841-0061	鳥栖市轟木町１７００番地	0942-83-4821
7	◎	株式会社 フロンティア　佐賀営業所	841-0074	鳥栖市西新町１４２２番地２０９	0942-81-5767

短期入所生活介護

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	短期入所サービス　寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘２丁目１４６番地１	0942-50-8740
2	◎	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町９２４番地１	0942-81-5125
3	◎	鳥栖ショートステイそよ風	841-0025	鳥栖市曽根崎町２３８２番地	0942-82-3010
4	◎	真心の園　ショートステイ	841-0072	鳥栖市村田町１２５０番地１	0942-82-2301
5	◎	ケア付有料老人ホーム　ショートステイ　ばんざい	841-0073	鳥栖市江島町３３８８番地１	0942-83-2286
6	◎	ショートステイ　花のみね	840-1101	みやき町大字西島２７３０番地１	0942-96-3377
7	◎	ショートステイ　なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簑原４２６０番地	0942-94-9211
8	◎	ショートステイ　花のみね弐番館	849-0114	みやき町大字中津隈５９１９番地	0942-89-1855
9	◎	ショートステイ　プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田１８９６番地	0952-52-4655
10	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所１５２３番地５３	0952-55-7970

短期入所療養介護

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	介護老人保健施設　寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町２０５番地１	0942-84-5888
2	◎	短期入所サービス　あおぞら	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-92-2626
3	◎	アザレア　ショートステイ	849-0102	みやき町大字簑原１１１６番地１	0942-94-4488

特定施設入居者生活介護

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	841-0047	鳥栖市今泉町２３９５番地１	0942-80-0022
2	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目２９２番地	0942-87-5557
3	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目２９３番地	0942-85-9926
4	◎	介護付有料老人ホーム南風	841-0066	鳥栖市儀徳町２２３８番地１	0942-84-6020
5	◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町３３８８番地１	0942-83-2286
6	◎	シニアライフSORA	841-0084	鳥栖市山浦町２９６３番地	0942-81-5050
7	◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-92-2626
8	◎	介護付き有料老人ホーム紀水苑別館	849-0102	みやき町大字簑原４２３９番地３	0942-94-9231
9	◎	介護付有料老人ホームケアライフ花の里	840-1101	みやき町大字西島３１５４番地１	0942-96-3877

●施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	特別養護老人ホーム　寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目１４６番地１	0942-50-8740
2	○	特別養護老人ホーム　ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町９２４番地１	0942-81-5125
3	○	特別養護老人ホーム　真心の園	841-0072	鳥栖市村田町１２５０番地１	0942-82-2301
4	○	特別養護老人ホーム　花のみね	840-1101	みやき町大字西島２７３０番地１	0942-96-3377
5	○	特別養護老人ホーム　なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簑原４２６０番地	0942-94-9211
6	○	特別養護老人ホーム　花のみね弐番館	849-0114	みやき町大字中津隈５９１９番地	0942-89-1855
7	○	特別養護老人ホーム　プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田１８９６番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	介護老人保健施設　寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町２０５番地１	0942-84-5888
2	○	介護老人保健施設　あおぞら	841-0203	基山町大字園部２３０７番地	0942-92-2626
3	○	介護老人保健施設　アザレア	849-0102	みやき町大字簑原１１１６番地１	0942-94-4488

●地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186

認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	認知デイ　お元気てらす	841-0052	鳥栖市宿町1399番地1	0942-84-3216

小規模多機能型居宅介護

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	小規模多機能型居宅介護　遊喜	841-0026	鳥栖市本鳥栖町814番地1	0942-50-8701
2	◎	小規模多機能型居宅介護　はらだ会　陽光の里	841-0031	鳥栖市鎗田町283番地2	0942-80-5533
3	◎	小規模多機能ホーム　お元気横丁	841-0052	鳥栖市宿町1398番地12	0942-84-3216
4	◎	小規模多機能型居宅介護事業所　ささえ蔵上	841-0056	鳥栖市蔵上1丁目147番地1	0942-85-9743
5	◎	小規模多機能きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町857番地1	0942-83-7926
6	◎	小規模多機能介護事業所　いちょうの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007

サテライト小規模多機能型居宅介護

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	小規模多機能きぼう蔵上センター	841-0054	鳥栖市蔵上町620番地1	0942-80-3463
2	◎	小規模多機能きぼう基山センター	841-0203	基山町大字園部148番地3	0942-80-2750

看護小規模多機能型居宅介護

○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	看護小規模多機能フィオーレとどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1579番地1	0942-85-7775

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

◎：介護予防事業所・介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	グループホーム　さくらの樹	841-0002	鳥栖市柚比町2263番地1	0942-82-5777
2	◎	グループホーム　きらく	841-0002	鳥栖市柚比町137番地2	0942-83-8855
3	◎	グループホーム　こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
4	◎	星の丘リビングなの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
5	◎	グループホーム　けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-81-1185
6	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
7	◎	グループホーム　お元気ハウス	841-0052	鳥栖市宿町1399番地1	0942-84-3216
8	◎	グループホーム　くらのうえ	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304番地	0942-80-6900
9	◎	グループホーム　安心とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地3	0942-85-8907
10	◎	グループホーム　安心とどろき Ⅱ	841-0061	鳥栖市轟木町1474番地2	0942-84-8155
11	◎	グループホーム　フィオーレかがやき	841-0061	鳥栖市轟木町1574番地	0942-84-4577
12	◎	グループホーム　めぐみ	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-48-1033
13	◎	グループホーム　きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町854番地	0942-84-6427
14	◎	グループホーム　みどりヶ丘	841-0084	鳥栖市山浦町2621番地1	0942-87-3232
15	◎	グループホーム　どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2975番地5	0942-81-2022
16	◎	グループホーム　クオーレ基山	841-0204	基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455
17	◎	グループホーム　ありがとー	840-1102	みやき町大字天建寺2096番地3	0942-81-9181
18	◎	グループホーム　ひまわりの郷	840-1105	みやき町大字寄人1997番地1	0942-81-9097
19	◎	グループホーム　みやき	840-1106	みやき町大字市武891番地1	0942-80-0047
20	◎	グループホーム　安心いちたけ	840-1106	みやき町大字市武1234番地	0942-96-4737
21	◎	グループホーム　安心なかばる	849-0101	みやき町大字原古賀190番地3	0942-94-5331
22	◎	グループホーム　きらら	849-0101	みやき町大字原古賀7470番地3	0942-94-9222
23	◎	グループホーム　いっぽ	849-0102	みやき町大字簑原3067番地2	0942-94-9188
24	◎	グループホーム　安心しらかべ	849-0111	みやき町大字白壁244番地1	0942-89-3007
25	◎	グループホーム　和が家	849-0114	みやき町大字中津隈3864番地	0942-89-2133
26	◎	グループホーム　プルメリア	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地1	0952-53-5735
27	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
28	◎	グループホーム　かみみね	849-0124	上峰町大字堤119番地5	0952-53-3070
29	◎	グループホーム　さくらんぼ	849-0124	上峰町大字堤1907番地1	0952-52-0208

地域密着型通所介護

◎：生活リハビリ通所型サービス事業所・ハツラツ通所型サービス事業所・介護事業所
●：生活リハビリ通所型サービス事業所・介護事業所　○：介護事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	●	プロジェクトエース弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
2	◎	デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
3	●	デイサービスセンタートクダtosu	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
4	●	Let'sリハ鳥栖	841-0061	鳥栖市轟木町1172番地1	0942-85-7311
5	○	小規模デイサービス　ひだまりファーム	841-0072	鳥栖市村田町522番地18	0942-85-7875
6	●	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
7	●	半日型デイサービス　リハビリフィットネスばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
8	●	デイサービスセンター基肄の郷	841-0201	基山町大字小倉853番地3	0942-50-8315
9	●	voice音cafe	841-0204	基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
10	●	リハビリ専門デイサービス らしく・らしく	849-0101	みやき町大字原古賀7385番地9	0942-80-0696
11	●	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	みやき町大字原古賀6309番地67	0942-94-2071
12	●	ミック健康の森みやき	849-0111	みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
13	◎	リハデイともに	849-0111	みやき町大字白壁3516番地6	0942-50-8668
14	○	デイサービス家族	849-0123	上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

鳥栖広域圏組合・地域包括支援センター

鳥栖広域圏組合を7つの地域に分け、「地域包括支援センター」が活動します。

相談は無料です。個人情報は守ります。担当エリアの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

鳥栖地区広域市町村圏組合

みやき町地域包括支援センター

（市村清記念メディカルコミュニティセンター内）

みやき町大字白壁1074番地3

TEL：0942-89-3371

みやき町にお住まいの方

鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター

（医療法人社団 如水会 今村病院内）

鳥栖市轟木町1523番地6

TEL：0942-81-3113

鳥栖地区、鳥栖北地区にお住まいの方

鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター

（医療法人社団 如水会 今村病院内）

鳥栖市轟木町1523番地6

TEL:0942-85-3440

田代地区、基里地区にお住まいの方

基山地区地域包括支援センター

（社会福祉法人寿楽園　基山地域福祉センター 1階）

基山町大字園部2307番地

TEL：0942-81-7039

基山町にお住まいの方

上峰地区地域包括支援センター

（上峰町老人福祉センターおたっしゃ館内）

上峰町大字前牟田107番地2

TEL：0952-52-5250

上峰町にお住まいの方

鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター

（特別養護老人ホーム 寿楽園内）

鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1

TEL:0942-85-8815

若葉地区、弥生が丘地区にお住まいの方

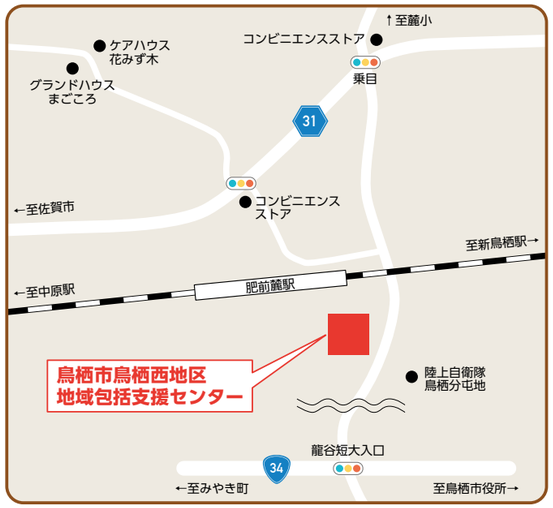

鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター

（特別養護老人ホーム 真心の園内）

鳥栖市村田町1250番地1

TEL：0942-82-2188

麓地区、旭地区にお住まいの方